

牛久市教育委員会 1月定例会会議録

1. 日 時 令和3年1月21日（木）午後1時30分
2. 場 所 本庁舎3階 庁議室
3. 出席委員 染谷 郁夫・石井 美知夫・芦田 亜里香・五十嵐 登喜子・吉原 英夫
4. 委員以外
の出席者 教育部長 川井 聡
次長兼教育企画課長 吉田 茂男
次長兼生涯学習課長 大里 明子
学校教育課 課長 川真田 英行
学校教育課 学校建設対策監 佐藤 孝司
指導課 課長 豊嶋 正臣
文化芸術課 課長 糸賀 珠絵
スポーツ推進課 課長 高橋 頼輝
中央図書館 館長 大和田 伸一
教育企画課 課長補佐 山口 功
学校教育課 課長補佐 戸塚 美幸
指導課 課長補佐 山口 明
指導課 指導主事 井口 典厚
5. 欠席者 なし
6. 会議録署名人 芦田 亜里香
7. 議事事項 議案第1号 牛久市教育委員会臨時的任用職員の任用、勤務条件、給与と運用
に関する規則の制定について
議案第2号 牛久市学習者用端末の持ち帰り等に関する規則の制定について
報告第1号 専決第1号牛久市教育支援委員会への諮問について
報告第2号 牛久市教育支援委員会答申について
8. その他

次長兼教育企画 課長	出席委員が、定数に達したため定例会の成立を宣言。
教育長	<p>こんにちは。</p> <p>市が、来年度の予算編成が大詰めを迎えまして、教育委員会各課の大まかな予算が出始めまして、最終調整に入っているという状況であります。今日は午前中に、ひたち野うしく小学校でスーパーバイザーという方が来て授業を見ているんですが、学校運営協議会の皆さん、芦田委員もそうなんですが、入っていただいて一緒に授業づくりを見てもらいながら、コミュニティースクール</p>

	<p>の方々に先生たちは何で忙しいのか、授業というのはどういうものなのかというのを理解してもらうこと、が学校理解につながるということで進めております。今まで高森社教主事が説明してくれたんですが、すばらしいPTA会長さんがいらっしゃって朝から夕方まで午後休取ってきて、感動して音楽の授業づくりを見て、体育のリズム運動と組み合わせてはどうだろうみたいな話をされていることを、熱く語ってくれました。</p> <p>今日はまた、GIGAスクールの持ち帰り等の話もありますが、非常に学校はICTが進んでいまして、我々が思っている以上に、現場は若い先生が多いので、自由に使いながら多様な学習を展開しているという報告を受けましたので、規則をつくりながらより進めていければと思っております。</p>
教育長	<p>開会を宣言する。</p>
	<p>会議録署名人 芦田亜里香委員を指名する。</p>
教育長	<p>初めに、議案第1号「牛久市教育委員会臨時的任用職員の任用、勤務条件、給与等に関する規則の制定について」、事務局より説明をお願いします。</p>
次長兼教育企画課長	<p>議案第1号は、牛久市教育委員会臨時的任用職員の任用、勤務条件、給与等に関する規則の制定につきまして、牛久市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定に基づき、委員会の同意を求めるものであります。</p> <p>本件は、令和2年4月に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行され、臨時的任用職員の職の在り方が見直されたことに伴いまして、昨年12月に開催されました令和2年第4回牛久市議会定例会にて関係する条例が改正されました。それを受けまして、臨時的任用職員の任用等に関し、必要な事項について教育委員会規則で定めようとするものであります。</p> <p>内容としましては、臨時的任用職員の任用、勤務条件と給与等につきましてそれぞれ市長の定める牛久市規則の例によるものとしまして、市長部局との整合性を図っております。なお、本日追加資料といたしまして、お手元に議案第1号関連参考資料をつけましたので、それに基づき簡単に補足説明させていただきます。</p> <p>まず、臨時的任用職員とはということで、括弧書きで従来の臨時的任用職員との違いを表現してございます。左側が、昨年度までの制度で、右側が令和2年以降の制度になっております。この中で、本格的業務とか臨時的、補助的業務という形を、それぞれどういう職員が担うのかという表現になっているので</p>

	<p>すが、昨年までは臨時的任用職員というのはあくまで臨時、補助的な業務を担う職員という位置づけでした。これが、地公法が改正になりまして本格的業務を行う職員であると、右の上の欄に移行してございます。その文書で書いてありますとおり、常勤職員とおおむね同等の取扱いということになります。</p> <p>それでは、どういう場合が臨時的任用職員になるのかということで、その真ん中辺りの表①②③④とありますが、例えば育休の代替職員、2番目には災害等が発生した場合に緊急に補充する場合がある職員、1年未満に、以内に廃止されることが予想される職員に任用する場合。3番目としては、採用候補者の全てが採用辞退したというような緊急事態に対応する場合、そういうものを想定してというようになります。</p> <p>実際のこの条文の牛久市の例によるということになっているので、牛久市の規則でどういうことが書いてあるかということですが、一般的な内容ですが、任用手続としては原則として公募、選考による任用。任用期間、ここが特にあれだと思わすけれども、例えば①の育児休業の場合は育児休業申請負担、ただし1年間を限度とする。②③④の場合には6か月を限度とするが、さらに6か月の更新は可で、最高1年ということが規定されております。その他、退職等の要件や事務手続上のものが規則の中に含まれているという内容でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
教育長	<p>議案第1号について質疑を受けるが質疑なし。 出席者全員の賛成を得る。</p>
教育長	<p>次に、議案第2号「牛久市学習者用端末の持ち帰り等に関する規則の制定について」、事務局より説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>議案第2号「牛久市教育委員会学習者用端末の持ち帰り等に関する規則について」ご説明をいたします。</p> <p>GIGAスクールの補助等を受けまして、現在市内の小中学校には児童生徒分として6,970台のタブレット端末が配られております。タブレット端末の持ち帰りについてはこのコロナ禍ということもありまして、ルールの整備をすぐ備えるということでもございました。実際には既に南中などで発生した中では、2週間の出席停止となった子供に対しては、貸出しを行って授業の風景を映して見せたという事例も、既に発生しております。文科省からも1月13日付で、本当につい最近なんです、持ち帰りについて積極的に行うようにという通知文も来ておりまして、今後はこういったコロナ禍ということだけではなく、平常時の持ち帰りという部分にも踏み込んで、そういった方向に行かざ</p>

るを得ないのかなということで考えております。

中身について簡単にご説明いたします。規則3条で、利用者といましては、当然児童生徒なんですけど、補助的な形で端末を触るだろうということで、保護者も利用者の範囲としております。一応、貸出しに当たっては、申請書を書いていただく。貸出し期間を定めてという形になっておりますが、1年に1回ぐらいの感じで、申請書を1枚出していただこうかなと考えております。

遵守事項の項なんですけど、後ろの留意事項にも書いてはありますが、まず保管を細心の注意を払ってやってくださいということと、特に教育の目的以外には利用しないでくださいというところがございます。フィルタリングをかなりかけて、キーワード等でそこには行けないようにしてあったり、アプリなんかインストールできないような形に、かなり防御してあるんですけど、どうしてもそういったものもかいくぐられてしまうという状況があるので、それは随時少しずつ加えていかなきゃいけないのかなと。ただ、あまりやり過ぎると全然使い物にならなくなってしまいますので、その辺の頃合いが難しいかなと。あと、又貸しをしないでください。あと、ソフトウェアは勝手にインストール、アンインストールできない形になっておりますが、しないでくださいということがございます。

第7条で、ここが今後課題になってくるかと思いますが、通信料については基本的に一般家庭においては、利用者の負担で使ってくださいという形にしております。以前に、インターネットの調査をしておりまして、料金を気にせず動画配信を受けられる家庭は、89%ぐらいあるというところは調べております。生活困窮世帯等の制度をつくっていく必要があると考えております。

最後のページの借用の確認書になります。こちらで下のほうに留意事項として、大きく3点出しております。まず、公序良俗に反すること、違法行為、生活リズムを崩すような使い方はやめてくださいと。通信料金は家庭の負担でお願いします。それと、返却されなかった場合は弁償していただく場合があります。乱暴に取り扱ったり、故意に破損させたりしないでください。3点目には、破損、故障、紛失、盗難が発生した場合、学校に報告していただくんですけど、状況に応じては購入または修理代を負担していただく場合がありますとあります。現実的には、3年間は何をやっても大丈夫な保証はつけておりますが、3年から先の2年間については、保証がないといった今現在の契約になっております。

以上のような形で、取りあえず持ち帰り等についてのルールを決めて、早急にこういった管理にしようということになっております。

以上です。

事務局の説明が終わりました。質問等ありましたらお願いします。

教育長

五十嵐委員	<p>端末と借用確認書、一番後ろのページなんですけれども、宛先、教育長になっていて、以下の項目について確認しましたとあるんですけれども、以下の項目についてというのは、貸出しに係る留意事項のことですよね。下の記のことですよね。そしたら、そのところでまた貸出しに係る留意事項のところで、上から3行目のところ、下記の確認書の提出をお願いしますとあるんですけれども、これは留意事項を受けての借用確認書に、この確認事項の上にチェックをして氏名記入ですよね。切り取り、そこが逆転するか、あとは下のところの上記とするのか、以下の項目ってなれば、ちょっとそこら辺が。</p> <p>ただ、でも留意事項4で、この確認書を提出する場合、多分これとこれはセットになっているんだから、この留意事項を上を持ってきて、この確認書を下に持ってくるというほうがいいのかなどと思ったんですけれども。</p>
学校教育課長	<p>これは切り取って、恐らく想定しているのは、下の留意事項は何回も読み返していただくようにご家庭に残していただく、うちのほうはこの確認書だけ頂く。その中では、貸出しに係る留意事項は確認しましたというのが入っていますので、それは別にここにあると。</p>
五十嵐委員	<p>確認書を下に持ってくれば、こっちが下だけ切り取って提出してもらう形のほうがいいのかなどと思ったんですけれども。</p>
教育長	<p>そうすると文章との整合性も取れるでしょうということですね、どうでしょうか。課長、下へ持ってくるということで、それに合わせることでよろしくお願いします。</p>
石井委員	<p>こちらの規則の第5条の4には、できないということですが、一応言葉としてメモとしてソフトウェアをインストールし、またはアンインストールしないことと書かれているんですけれども、こちらの留意事項にはそれをあえて盛っていない理由が何かありますか。できないといっても、書いていないと無理してやっちゃう子がいないとも限らないので。</p>
学校教育課長	<p>追加したいと思います。</p>
石井委員	<p>そのほうが間違いないかなと思ったのでお願いします。</p>

<p>学校教育課長</p>	<p>遵守事項と同じような文言を留意事項にも入れます。</p>
<p>石井委員</p>	<p>そうですね。書いていないと言われてしまう可能性があるのです。</p>
<p>吉原委員</p>	<p>確認させていただきたいんですけども、貸出しに係る留意事項の資料の1番目のところ、公序良俗に反すること、違法行為うんぬんとあって、本市においてタブレット端末の通信記録やウェブアクセスの履歴を調査、確認することがあります。そういうことはしないということにもとれますよね。どういう場合にして、どういう方法ですのか。そんなに簡単に履歴を調査、調べて公になること、できるんですか。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>抑止として書いている部分もあるんですが、結局端末の中の履歴を消されちゃって、それを復元して見るまでのレベルは多分、我々の側には技術はないと思いますが、インターネットを見てくれば、そのままにしてみてもし返ってくれば何かあったときは履歴は残っていれば見られますので、そのレベルなんですけど、抑止力的な意味合いも含めて、見ますよと、教育用以外のサイトは見るなよというところの。</p>
<p>吉原委員</p>	<p>これ、個人情報とかそういうものと非常に関わってくるので、公的な文書としてこういったものばつと書いちゃっていいものかどうか。どういう権限があって履歴の確認とか調査というものできるのかというのを、法的な確認これで。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>法的なところまでは確認しておりませんが、基本的に教育用、教育のサイトだけ見るという使い方をしてくださいということにしていますので。</p>
<p>吉原委員</p>	<p>それは分かります。それは当然のことなんだけれども、ここにこういう一文があるということは、実際に市がやります、やる場合がありますよと、やることができますよと、いろんなことを含んでいると思う。そうすると、個人情報保護のために簡単にそういうことができちゃうのかどうか。その法の縛りというのは当然あるわけですよ。そういうものをクリアしてやるつもりなのかどうか確認したい。じゃないと、例えば子供がどこに通信していると、全部漏れていっちゃうということであれば、子供たちは非常に危機感を感じる。もちろん不法なサイトには絶対にやらないとしてあっても、自分がどこに関わったの</p>

<p>芦田委員</p>	<p>かというの、全部分かってしまうということになると、法的に非常にまずい部分がないのかな。そんな簡単に市に知れ渡っちゃっていいのかなというのが、私はあるんですけども。</p> <p>今の吉原先生のご意見なんですが、実は私、児童生徒から何人か質問受けたことがあるんです。このタブレットを使い始めてから。これって授業以外の、例えばユーチューブとか、そういうところにアクセスしたら、全部先生のほうで分かるようになってるの、学校は全部それ分かっちゃうんでしょう。そしたら、やっぱりそれってやっちゃいけないよね。やっぱり、子供ってそういう感覚でいると思うんです。だから、そういう感覚で抑止力として学校の必要以外のところにアクセスすると、教育委員会に全部報告が行くんだよというニュアンスでのことだと思っんですね。川真田課長がおっしゃることっていうのは。</p> <p>なので、それをこのように一文として載せてしまう場合には、きちんと簡単に言えば、どんな突っ込みをされてもちゃんとクリアできるのかということだと思っんです。</p>
<p>石井委員</p>	<p>前文をつけて、条件をただし書をつけるとか、何々の場合はみたいなのがあったほうが安全は安全かもしれないですよ。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>その文章で書いたのは、結局確認することがあります。ですので、ですから確認してもいいくらいの事象が発生した場合という当然含みがあると思っしますので、そこは抑止力として一文入れたいかなと。フィルタリングでもう既にガードはしているんですけども。</p>
<p>教育長</p>	<p>委員さんたちも全然問題ないと思っんですが、逆に私の子供の個人情報取ったなって訴えられたら、それに耐えられるような法的な裏づけを持っておいたほうが、この文書出すときにいいんじゃないのというご意見だと思っんです。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>5条の遵守事項が留意事項に載っていないことが、先ほどご指摘があったので、これを載せるとした場合に、基本的に個人情報と重要なデータは保存しないでくださいよということになっていますし、端末自体が市の持ち物、教育委員会の持ち物ですので、そういった前提からいけば個人情報は載っていないはずだということは言えるのかなと。ログインした履歴とか、そういうのは残ると思っんですけども、それは基本的に教育情報サイトでラインズとか、そういうものでこちらで割り振ったIDとかパスワード、その情報は当然残ると思っ</p>

	<p>ますけれども、その他のいろんなSNSのサイトとかそもそも行けないですけども、そういったものはない前提です。</p>
教育長	<p>だから、個人情報保護法で訴えられても問題ないという裏づけがあるんだったら皆さんきっとオーケーだと思うんです。大丈夫ということで。</p>
石井委員	<p>全て善意にとればいいんでしょうけれども、たまにそうでない方もいらっしゃるのでは。</p>
学校教育課長	<p>そうなんですよね。基本的に市で持っている機械です。</p>
次長兼教育企画課長	<p>もしよろしければ、本市においてと、一番最初にある前に、本端末は牛久市の備品ですというきちんと入れた上でこういうことをお伝えできれば、かなり違うのかなと思います。</p>
教育長	<p>そうですね。そんなところでいかがでしょう、課長。ではそういうところでほかにいかがでしょうか。</p>
吉原委員	<p>先ほど配られた生徒指導の中で、インターネットによる男性との関わりで学校から貸し出されているタブレットでツイッター開設して男性とやり取りしました。しかも、それは友人のアドレスを使って書いてあるのね。</p> <p>こういうことが既にできちゃうんですよ、子供たち。そういうことを前提にしてこういうところをきちんと詰めておかないと、今の子供たちって何ていうんだろう、性善説では子供たちを指導できないので、そういうところをきちんと連携取ってきちっとしておいたほうが、何か問題が発生したときに市の対応としていいのかなって思ったんです。幾ら学校で、家庭でこうやってください、ああやってくださいって、それは全部性善説にのっとりたあれで、今はそれを飛び越えてしまって、平気で隙間を乗り越えてやっていくわけですから、何ていうんですかね、後出しではなくて、先に先に予測してある程度やっておく必要が、私はあるのかなと思います。</p> <p>非常に怖さを持っている部分もあるし、時代の流れとしてタブレットはどんどん使えなくちゃいけないという2つの問題を抱えているので、それを教育行政としてどういうふうにルールづくりをしてもっていくのかというのが、もう少し明確になっていたほうが、法的なものという意味では私はいいいのかなと、</p>

<p>学校教育課長</p>	<p>ちょっとこれ頂いたときに思っただけです。別に、やっちゃいけないとかどうのこのじゃなくて、やるからにはそういう問題を想定しておくほうがいいのかなと思った次第でございます。</p> <p>以上です。</p> <p>先ほどの南中の例なんです、これの発生した時点ではSNSを閉じていなかったんですが、その後担当もいろいろかなりありまして、SNS、ウェブメール、アダルト、その他アルコールとたばこ、オークション、ギャンブル、ゲーム、かなりの分野を閉じる形を今現在やっております。現実的に、かなりずっとあるんですが、なので、それをかいくぐられて行ってしまう場合もあるんですが、それもいちごっこで、あったらまた1件、2件閉じていくという形でやっています。</p>
<p>教育長</p>	<p>先ほど、校長会では、今度は閉じちゃって見られなくなっちゃったんだ、ヤブキッズなんか見られなくなっちゃって困ったので、少し開放してくれという校長会の要望もありまして、いちごっこになるので、その場その場でつくっていくような形になると思うので、追いかけてこになって。その辺のところ、臨機応変に早めに対応できるようによろしくお願いします。</p> <p>議案第2号について出席者全員の賛成を得る。</p>
<p>教育長</p>	<p>次に、報告第1号「専決第1号牛久市教育支援委員会への諮問について」及び報告第2号「牛久市教育支援委員会答申について」であります、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項により出席委員の3分の2以上の多数で議決したとき、これを公開しないことができます。</p> <p>本議案については、非公開にしたいと思いますが、委員の皆様にお諮りします。非公開とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p> <p>全会一致で非公開と決定</p> <p>*****</p>

<p>教育長</p>	<p>報告第1号について質疑を受けるが質疑なし。 報告第2号について質疑を受けるが質疑なし。</p> <p>以上で、委員会の非公開は解除します。</p> <p>次に、予定価格130万円以上の工事計画及び予定価格100万円以上の教育財産の取得について各課よりお願いします。</p>
<p>次長兼生涯学習課長</p>	<p>まず最初に、予定価格100万円以上の教育財産の取得につきましてご報告申し上げます。</p> <p>令和2年度各生涯学習センターノートパソコン購入となります。インターネットを介した生涯学習施設の予約システムや、講座運営システムを導入するための専用パソコン10台とビデオカメラ1台を購入するものでございます。</p> <p>このシステムを導入することで、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策といたしまして、来館せずに施設の予約を取ることや、講座の申込みや空き状況の確認などができるようになり、接触の機会を減らすとともに、市民の利便性の向上を図ることができます。令和3年秋以降に、一般の方々に使用していただけるよう準備を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>財源といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、10分の10で賄われます。昨日入札執行をさせていただいたところございまして、設計額119万3,280円に対しまして契約金額118万7,120円、どちらも税込みの価格でございます。落札率99.4%となっております。</p> <p>続きまして、予定価格130万円以上の工事計画についてご報告申し上げます。2件ございます。</p> <p>まず1件目でございます。令和2年度展示ホール昇降機更新工事です。中央生涯学習センター展示ホールの昇降機でございますが、建物の竣工後、33年間全く更新をしておらず、耐用年数を大幅に超えております。また、現昇降機の部品製造が既に終了しておりまして、故障した際の部品調達が困難となることから昇降機を更新するものでございます。2月上旬入札予定と書いてありますが、1月27日に入札日が決まりました。2月から3月にエレベーターをまず製作をいたしまして、4月から5月に設置工事、6月竣工予定となっております。設計額2,164万8,000円、こちら税込みとなっております。</p> <p>2件目です。令和2年度中央生涯学習センター講座棟トイレ洗面台改修工事でございます。中央生涯学習センター講座棟のトイレの蛇口を、手動のものから自動水栓に更新いたしまして、併せて洗面台を改修するものでございます。洗面台4か所の改修、自動水栓8か所の更新となります。財源は同じくコロナウイルスの地方創生臨時交付金10分の10で賄われます。こちらも、2月上</p>

	<p>旬入札予定と書いてありますが、1月27日に入札を執行いたします。設計額363万円、こちら税込みとなっております。なお、三日月橋と奥野生涯学習センターにつきましては別途随意契約、設計額が90万2,000円となっておりますが、別途随意契約を行う予定しております。</p> <p>以上です。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>2件ございます。</p> <p>まず、1件目が令和2年度牛久小学校及び牛久第二幼稚園の扇風機設置工事になります。こちら、補正予算を頂きまして、新型コロナウイルス感染症対策として換気をよくするために天井に扇風機の設置を考えたものです。こちらについては、新型コロナウイルス感染症対策の臨時交付金で財源として補いまして、すみません、既に入札終わっております、1月13日入札で161万7,000円、市内の丸山電気工事が、落札しております。</p> <p>2件目につきましては、令和2年度牛久第三中学校のGHP、EHPの空調機の更新工事です。こちらについては12月補正で補正予算措置したのですが、文科省の追加の補助事業ということで繰越措置も行いまして、今年度からスタートして、来年度にかけて工事を行うものです。4月20日くらいまでに大体終わらせるという春休みを使った工事になりまして、校長室、職員室及び図書室の工事を実施するものです。文部科学省の事業で3分の1になっております。</p> <p>エアコンについては古いものから順次行っているところですが、管理諸室を先に入れておりますので、どうしてもまだ普通教室までは手が回らなくて、校長室とか図書室とか工事を行っているということです。来年度については、これ以外にもほかの学校でも補助事業がついているものがありますので、学校ごとに発注していく予定となっております。</p> <p>以上です。</p>
<p>芦田委員</p>	<p>1番なんですけど、牛久小学校普通教室4教室とあるんですけど、どうして4教室だけなんですか。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>これは学校の見立てで必要のところだけやった分で、他はもう既についています。未だついていないところが4つあり、付け足しているような形です。</p>
<p>教育長</p>	<p>以上で本日の議事は終了いたしました。</p> <p>これにて1月定例会を終了します。</p> <p>次回の定例会は2月18日、市役所分庁舎2階第1会議室で午後1時半での</p>

開催となります。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大のため、当日の出席者は課長職以上を予定しております。場合によっては会議室を変更することもございますので、よろしくお願いいたします。